

[第2章] 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1: 下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

1. 内部質保証に関する大学の基本的な考え方
2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
3. 教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

本学では、「建学の精神」に基づく理念・目的を実現するため、内部質保証に関する大学の基本的な考え方を「内部質保証に関する方針」として定め、本学オフィシャルホームページで公表している(根拠資料 2-1、12)。本学では、2020年12月に制定した本方針に基づき内部質保証を推進してきたが、2023年度の自己点検・評価の過程で大学評価審議会と3つの専門委員会の役割分担が明確ではないという課題が明らかになったため、大学評価審議会で審議し、2023年10月に改訂を行った。本方針では内部質保証の基本的な考え方を「1. 基本方針」において示し、内部質保証の推進に関わる全学的な組織と学部・研究科等の組織との役割分担を「2. 組織体制」において定めている(根拠資料 2-1)。

「内部質保証に関する方針」では、まず「1. 基本方針」として、本学の建学の精神に基づく理念・目的を実現するために、自己点検・評価とP D C Aサイクルを機軸とする内部質保証システムを構築し、十分にこれを機能させることにより、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び改善に取り組むことを宣言している。そのうえで、(1) 自己点検・評価は毎年度、部局別および自己点検・評価項目別を実施すること、(2) 学外者による外部評価を導入し、自己点検・評価の客観性・妥当性の確保につとめること、(3) 自己点検・評価の客観性・妥当性の確保のために、教育研究及び教学等に関わる情報を集積し、I Rによる分析・評価等を行うこと、(4) 点検・評価結果は学外へ公表すること、(5) P D C Aサイクルの実質化のため、自己点検・評価及び外部評価等結果の当該部局へのフィードバック、F D・S D研究会等を通じてP D C Aサイクルが内部質保証に果たす役割の重要性を全教職員に認識させることを明示している。

次に「2. 組織体制」では、学長のガバナンスのもと、内部質保証にかかわる適切な内部統制組織を構築するものとして、次のように各組織の役割を定めている。

(1) では、本学の全学的な内部質保証の責任を担う組織（全学内部質保証推進組織）として大学評価審議회를位置付け、役割を全学及び各研究科・学部・センター等の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討を行うことと定めている。

次に（２）では大学評価審議会の下部に３つの専門委員会を設置することとしている。大学評価審議会及び下部の３つの専門委員会の役割は次の通りである。

大学評価審議会	全学及び研究科・学部・センター等の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討
内部質保証推進委員会	学部・研究科の教育の内部質保証に係る施策の実施・運営・管理に関する事項、及び点検・評価（P D C Aサイクルに関する事項）
自己点検・評価委員会	大学・学部・研究科に関する自己点検・評価のあり方、実施、自己点検・評価に関する事項及び、公益財団法人大学基準協会の定める認証評価基準への対応に関する事項
総合的業績評価委員会	「東海大学総合的業績評価制度内規」に基づく業績評価結果の検証および同内規の改訂に係る審議

さらに（３）では、研究科及び学部・センター等における内部質保証推進の責任を担う組織として、東海大学学部等評価委員会、東海大学大学院研究科評価委員会を設置することを定めている。なお、以上の審議会及び委員会の権限と役割については、「東海大学大学評価審議会規程」、「東海大学大学院研究科評価委員会設置内規」、「東海大学学部等評価委員会設置内規」、「東海大学内部質保証推進委員会内規」、「東海大学自己点検・評価委員会内規」、「東海大学総合的業績評価委員会内規」に定めている（根拠資料 2-2～7）。

（４）では内部質保証の推進を円滑に図るため、適切な事務系組織を設置すること、（５）では上に述べた各組織を含む内部質保証に関わる各組織の役割分担を、「内部質保証体制図」として別に示すこととしている。

2023年10月の「内部質保証に関する方針」改訂と同時に「内部質保証体制図」についても大学評価審議会で見直し、改訂を行った（内部質保証体制図は次ページ）。この改訂に際して、これまで明示できていなかった「教育政策の企画・仕組みの設計、運用、検証及び改善・向上の指針」も定めた（根拠資料 2-8）。

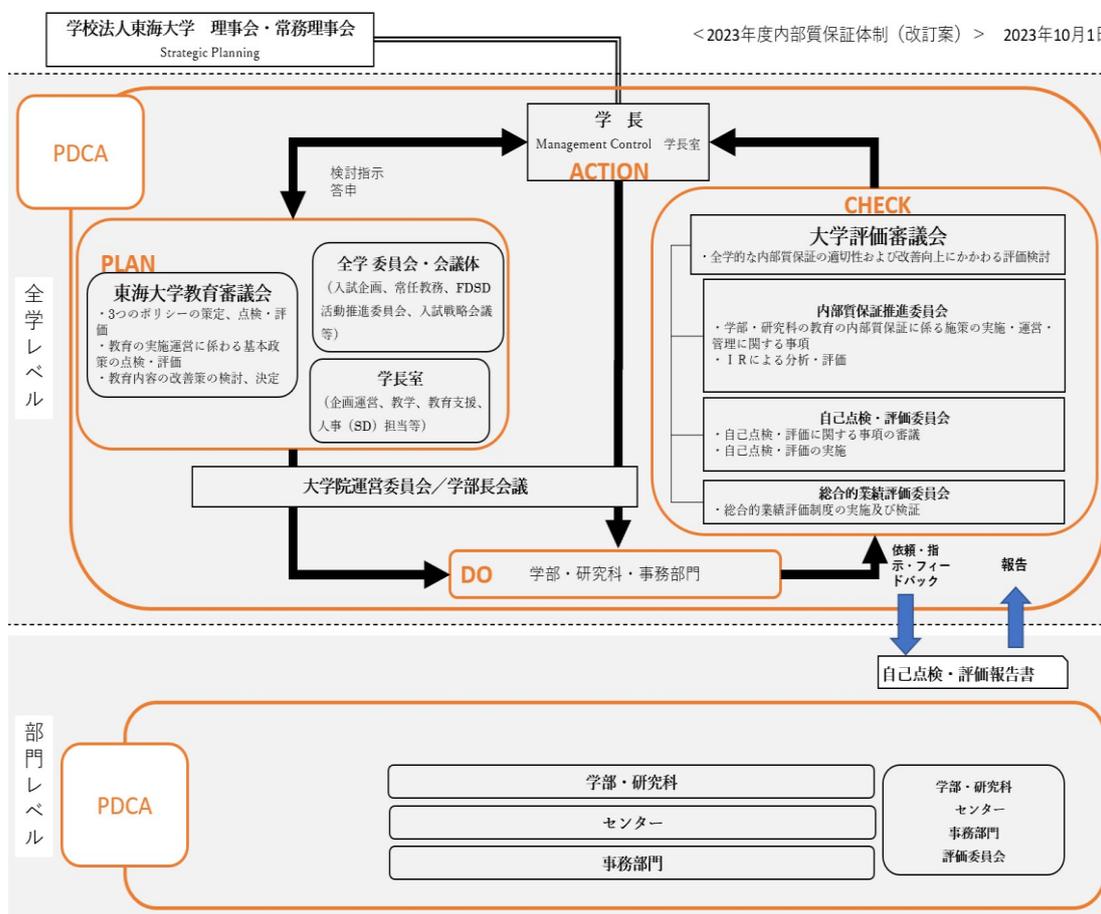
指針に定めた教育政策のP D C Aの運用プロセスは、次の通りである。まず、東海大学教育審議会が全学的な教育政策の企画・仕組みの設計を行い、学部長会議および大学院運営委員会において大学として決定を行う。教育政策の実践に向けては、常任教務委員会等を通じて全学的な運用を図る。東海大学教育審議会は、大学全体の３つのポリシーに関する全学的な方針を定め、各学部・研究科が３つのポリシーの策定・改訂を行う際、内容の整合性、適切性を確認する。

教育活動の実施とその成果については、「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を用いて各学部・研究科・センター・事務部門の評価委員会が自己点検・評価を行い、全学内部質保証推進組織（大学評価審議会）に報告する。報告を受けた大学評価審議会ではその内容について全学的観点から検証を行い、その結果をもとに、教育の改善・向上に向けた提言を学長へ行う（根拠資料 2-9）。

教育活動の改善については、学長からの指示を受けた東海大学教育審議会、その他の委員会、担当部署等が改善施策の立案を行い、学部長会議および大学院運営委員会での審議・報

告を経て各学部・研究科等と連携して実施する。

以上のプロセスを通じて教育のさらなる質向上のための教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に向けた取り組むこととしている（根拠資料 2-8）。



<図：2023 年度内部質保証体制>（根拠資料 2-8）

以上に述べた「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証体制」、教育政策の企画・仕組みの設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、学部長会議及び大学院運営委員会に報告をすることで、全学的に教職員へ共有を行っている（根拠資料 2-10）。さらに方針、体制図に加えてこれまでの自己点検・評価活動の結果を本学オフィシャルホームページにも掲載しており、本学の学生や学外関係者に向けて公表している（根拠資料 2-11【ウェブ】、12【ウェブ】）。

本学の内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示については、2022 年度時点においては、必ずしも取り組みの円滑化には繋がっていない部分が見受けられた。そこで、2023 年度の自己点検・評価活動で改めて点検を行った結果、次の問題点が明らかになった。問題点のうち、大学評価審議会及び下部の 3 つの専門委員会の役割分担が不明確であった点、および教育の PDCA サイクルの運用プロセス（指針）を明示していなかった点については 2023 年度中に改善を行った。これにより、学内の各組織が内部質保証においてどのような役割を担うのがより明確になり、PDCA サイクルの円滑化、実質化という効果が期待で

きる。

残された課題としては、第一に、「内部質保証体制図」は全学レベルと部門レベルの2階層で作成しているが、3階層目の授業科目レベルのPDCAサイクルが表現できていない。実態としては教員のシラバス作成、授業についてのアンケート調査等の授業科目レベルでのPDCAは実施しているので、それを体制図において適切に明示する必要がある。第二に、後述するように学長室を含め事務系組織の改組が2021年度以降、毎年続いているため、新しい組織を踏まえた内部質保証の運用プロセスを示す必要があるが、十分にできていない。これらの課題に対応するため次年度以降に、内部質保証体制の見直しとそれに伴う各種規程・内規・方針の改訂を行うことを予定している。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学は、学長のリーダーシップのもと、毎年度の自己点検・評価活動を通じてPDCAサイクルを回し、内部質保証を推進する体制を次の通り整備している(根拠資料 2-8)。

本学における内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)は、大学評価審議会である。本学では、1992年度に学長の諮問機関として大学評価委員会を設置し、それ以来、大学全体の自己点検・評価活動を推進している。大学評価委員会では毎年度、大学の諸活動の点検・評価を行い、把握した長所・問題点や全学的な課題を「大学評価委員会報告書」にまとめ、学長に提出してきた(根拠資料 2-13)。

2019年度には、内部質保証のさらなる推進を目指し、学長諮問機関である東海大学教育審議会教育評価ワーキンググループより、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の設置が必要であるとの答申を行った。これを受けて、2020年度には、大学評価委員会の下にワーキング部会として内部質保証検討委員会を立ち上げ、具体的な内部質保証に関する組織体制及び施策(①3つのポリシーの点検・修正、②カリキュラムマップの導入、③共通ルーブリックの導入、④授業詳細シラバス(コマシラバス)の試行的導入、⑤授業理解度調査システムの試行的導入)等について検討を行った(根拠資料 2-14)。

2020年度の大学評価委員会では、教学マネジメント指針に対応する大学評価体制の強化に向けた見直しを行い、2021年度より大学評価委員会を大学評価審議会へと改編し、本学全体の内部質保証に関する責任組織とすること、その下に内部質保証推進委員会(内部質保証検討委員会から改称)、自己点検・評価委員会、総合的業績評価委員会という3つの専門委員会を設けることを決定した(根拠資料 2-2、5~7、14)。大学評価委員会を大学評価審議会へ変更した理由は、それまで大学評価委員会で自己点検・評価報告書(全学)の詳細点検作業を行っていたため、課題等についての審議に時間を十分に割けていなかったという自己点検・評価の結果を踏まえ、審議をする組織として大学評価審議会に改編した。

2021、2022年度は、内部質保証推進委員会と自己点検・評価委員会の2委員会体制で自己点検・評価活動を行っていたが、それぞれの役割分担をより明確にするために、2023年度に「内部質保証に関する方針(根拠資料 2-1)」と「内部質保証体制図(根拠資料 2-8)」を

改訂した。具体的には、大学評価審議会が、全学的な内部質保証推進の責任を担う組織であることを明記した。また、内部質保証推進委員会と東海大学教育審議会の役割が一部不明確だったため、内部質保証推進委員会は、各学部・研究科の教育の内部質保証に関わる事項を所管することを明記した。

各学部・研究科等及び事務組織と、全学内部質保証推進組織である大学評価審議会及び下部の3つの専門委員会の役割分担と連携は次の通りである。

本学では、全学的な視点から作成する「自己点検・評価報告書（全学）」と、学部・研究科が自己点検・評価を行った結果を記載する「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」の2つのアプローチで自己点検・評価を実施している。

全学としての自己点検・評価については、大学評価審議会が基準ごとに取りまとめ担当を決め、報告書の作成を指示する。具体的に基準1～6、8～10は、学長室の各担当（企画運営、人事、経理、施設設備、入試、情報、図書館、教育支援、教学、研究推進、キャリア就職、評価、国際、地域連携、健康推進）、基準7はスチューデントアチーブメントセンターが取りまとめ担当となり、自己点検・評価を行い、「自己点検・評価報告書（全学）」を作成する。大学評価審議会は各担当から提出された「自己点検・評価報告書（全学）」の検証を、自己点検・評価委員会に指示する。自己点検・評価委員会では基準ごとの点検・評価結果の妥当性を検証し、問題点の指摘や再点検の指示等、各担当にフィードバックする内容と、全学的な観点からの長所・特色や問題点について議論し、その結果を大学評価審議会に報告する（根拠資料 2-15、16）。

一方各学部・研究科の長は大学評価審議会の指示により、毎年度「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を提出する（根拠資料 2-17）。大学評価審議会は、各学部・研究科の評価委員会から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」の検証を内部質保証推進委員会に指示する。内部質保証推進委員会では各学部・研究科の点検・評価結果の妥当性を検証し、問題点の指摘や再点検の指示等学部・研究科にフィードバックする事項と、全学的な観点からの長所・特色や問題点について議論し、その結果を大学評価審議会に報告する（根拠資料 2-9 pp. 17-25）。

また総合的業績評価委員会は、教員の研究・教育・学内外活動における優れた業績を積極的かつ多面的に評価することを目的とする総合的業績評価制度を管轄する。評価項目は多岐にわたるが、各教員の授業における工夫やFD活動への参加も含まれる。教員の研究・教育・社会連携等に関する活動業績向上を大学として促進することを意図して、総合的業績評価の結果は教員本人及び所属長に開示するとともに、昇格等の審査における参考資料としても用いている。これらの事により、学生の教育を行う教員の資質向上に寄与している。

同委員会は毎年度実施する総合的業績評価の結果を検証し、制度自体の評価及び改訂案を審議し、その結果を大学評価審議会に報告する。毎年度実施する教員の総合的業績評価の結果を検証するとともに、制度自体の評価も行い、その結果を大学評価審議会に報告する。

全学内部質保証推進組織としての大学評価審議会は、以上下部の3つの専門委員会より報告を受け、大学として改善すべき問題点・課題等について審議し、加えて全学及び研究科・学部・センター等の内部質保証の適切性と改善向上にかかわる評価検討を行い、大学として改善すべき課題についての提言内容を決定し、学長に答申する（根拠資料 2-13、14）。

さらに大学評価審議会は、点検・評価（Check）活動にとどまらず、全学内部質保証推進

組織として、内部質保証の向上のための施策の検討・実施も行ってきた (Action)。たとえば 2021 年度には、「教育の内部質保証マニュアル」を作成し、全学部配布・説明することで内部質保証の推進に力を注いできた (根拠資料 2-18)。さらに 2022 年度には、「自己点検・評価報告書 (学部・研究科)」の点検・評価により、授業ごとの学習成果の把握への取組 (授業詳細 (コマ) シラバス、授業理解度調査の実施) があまり進んでいないことが明らかになったことを受け、FD・SD 研修会を実施した (根拠資料 2-19)。ただし、このように大学評価審議会が改善施策の実施も担う点については「内部質保証の方針」及び「内部質保証体制」では明記できていない。この点に加えて、2023 年度に自己点検・評価した結果、「内部質保証の方針」及び「内部質保証体制」には後に述べるようにいくつか課題があることが明らかになったので、それを踏まえて次年度の内部質保証体制の強化に合わせて方針、体制図も見直す予定である。

大学評価審議会のメンバーは、学長が任命する委員長を筆頭に、大学の執行部の一員として大学運営全般を統括する学長補佐、教学担当部長をはじめ、職域ごとの大学運営の実務責任者である学長室の担当部長、次長から構成される。また、大学の自己点検・評価の客観性を担保するため、大学評価審議会には学外から招聘した外部委員も審議に加わっている (根拠資料 2-20)。このメンバー構成により、本学が展開する多様な活動を、全学的な観点から適切に点検・評価することが可能である (根拠資料 2-21)。

また 2019 年度からは、大学の重要な構成員である学生の意見を自己点検・評価の参考にするため、大学評価審議会に毎年 1 度、学生代表を招き、授業やキャンパスライフについて意見交換を行っている (2020 年度はコロナ禍のため実施できなかったが、2021 年度以降はオンライン会議で実施している (根拠資料 2-22、23))。

学生代表からの意見聴取の目的は、教育や教育環境についての改善である。2023 年度の大学評価審議会における学生との意見交換においては、学生より、履修の仕方や単位取得、またキャンパスの違いによる授業の受け方等について意見・質問が出され、各々委員より回答した (根拠資料 2-23)。

大学評価審議会の下部の 3 つの専門委員会のメンバーは、大学評価審議会委員長が指名し、それぞれの委員会の活動に深く関係する教員と職員から構成している。内部質保証推進委員会は、教学担当次長が委員長となり、教学、教育支援、地域連携、キャリア支援に関係する担当部長、課長が委員として加わるほか、人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員が参加し、専門分野の多様性や所属キャンパスの地域性にも考慮したうえで、全学的な観点から教育の質保証について議論できるメンバー構成となっている (根拠資料 2-24)。

自己点検・評価委員会は、評価担当部長を委員長とし、教員と職員とがともに委員として加わっている。教員については人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員から構成しており、職員については大学運営の実務を担う各担当の次長、課長から構成している (根拠資料 2-25)。

総合的業績評価委員会は、情報担当部長を委員長とし、教員および教員人事の担当課長が委員となっている。教員については人文社会科学系学部と理工系学部の教員及び異なるキャンパスに所属する教員をバランスよく任命することで、教員の専門分野の多様性や所属キャンパスの地域性を考慮に入れた公正な総合的業績評価が行えるメンバー構成としてい

る（根拠資料 2-26）。

大学評価審議会が自己点検・評価結果について審議した結果、全学的な課題が明らかになり、改善策や新たな方針の策定が必要と判断した場合は、大学評価審議会が学長への提言を行う。たとえば 2022 年度の大学評価審議会では、2022 年度自己点検・評価の結果について審議し、次年度に向けた課題として大学全体の P D C A サイクルにかかわる各組織の役割の明確化と活動の実質化が必要と提言した（根拠資料 2-20）。

提言を受けた学長は、改善すべき課題について東海大学教育審議会、全学の委員会・会議体、学長室の各担当に対して対応を指示する。前段落に述べた P D C A サイクルにかかわる各組織の役割の明確化については、学長からの指示を受けた大学評価審議会が 2023 年度に検討して「内部質保証に関する方針」と「内部質保証体制」を改訂した。

内部質保証体制において教育政策に関する企画および改善策の策定 (Plan、Action) の部分を担うのは東海大学教育審議会である。同審議会は、学長の諮問機関として、教育理念及び教育目標の策定や点検・評価、3つのポリシーの点検・評価、全学の教育の実施運営に係わる基本政策、教育内容の改善策等について審議し、学長に答申する（根拠資料 2-8）。答申内容について学長の承認が得られれば、学部長会議及び大学院運営委員会での報告・審議を経て、学長室、カレッジオフィスの教学担当、各学部・研究科等が連携して施策を実施する。

以上のように、本学では内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているが、2023 年度の自己点検・評価の結果、適切性について下記の課題が明らかになった。

第一に、自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会の役割分担を明確化したが、実務的には重複する部分も多く、事務局である学長室（評価担当）の業務効率が必ずしも良くない。

第二に、大学評価審議会は全学内部質保証推進組織として、問題点・課題の抽出 (Check) だけでなく、全学及び各学部・研究科等の内部質保証の推進・改善策の検討及び実施 (Action) も担うが、「内部質保証に関する方針」及び「内部質保証体制図」ではそれを明示できていない。内部質保証システムにおける全学内部質保証推進組織の役割をより明確にし、方針や体制図で明示する必要がある。

第三に、大学評価審議会からの報告結果に対する対応 (Check→Action) について、優先順位や改善の方向性、担当組織を決めて改善策の立案や実施を指示する役割を担うのが学長及びそれを補佐する学長室となっているが、決定・指示プロセスが見えにくく、対応状況をモニタリングする機能も弱い。

これらはいずれも重要な課題であるので、次年度にかけて検討を進め、内部質保証体制の強化を図り、併せて内部質保証に関する方針及び体制図、審議会・委員会のメンバー構成、事務局体制についても見直す予定である。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

<p>評価の視点3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</p> <p>評価の視点4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施</p> <p>評価の視点5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施</p> <p>評価の視点6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応</p> <p>評価の視点7：点検・評価における客観性、妥当性の確保</p> <p>【教職課程】教職課程に関する点検・評価の実施状況</p> <p>※covid-19 への対応報告を追加 【必須（大学全体）】</p> <p>内部質保証システムを機能させる観点から、内部質保証に関する手続や全学及び学部等を単位としたPDCAサイクルの運営などに関し、内部質保証推進組織等において、ovid-19への対応・対策の措置を講じたかを記述。</p>

本学では、大学全体レベル、及び学位プログラムレベル（基本的に学科・研究科レベル）において、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの3つのポリシーを策定している。3つのポリシーの策定（改訂）時は、東海大学教育審議会が、「3つのポリシー策定の基本方針（学部版・大学院版）」を作成し、それぞれのポリシーの定義と役割、ポリシーに含めるべき内容、策定にあたっての留意事項、全学統一の書式等を明示し、各学部、学科・研究科に対して3つのポリシー策定の指示を行っている（根拠資料 1-10、11）。たとえば学科のディプロマ・ポリシーについては、策定の基本方針として、育成すべき人材養成像や獲得すべき能力を明確にし、そうした人材を輩出するという目的を達成するために、「何ができるようになるのか」に力点を置き、「どのような学修成果を達成すれば卒業を認定し学位を授与するのか」という方針をできる限り具体的に示すことや、学生の進路先等の社会における顕在・潜在ニーズも十分踏まえた上で策定することを求めている。また学科（学位プログラム）ごとに各学問・教育内容に即した具体的な知識・技術を、「知識・理解」、「汎用的技能」、「態度・志向性」の3領域に分けて記述することとしている。

指示を受けた各学部、学科・研究科は、現状の3つのポリシーに対して点検・評価を行い、修正する場合は、東海大学教育審議会に修正案を提出する。東海大学教育審議会では、大学全体レベルのポリシーとの整合性や3つのポリシー間の整合性についての点検・評価を行い、問題があれば修正を指示している。こうして策定した3つのポリシーは、本学オフィシャルホームページで公表するとともに、学部要覧、大学院要覧に記載している（根拠資料 1-13、17）。

内部質保証システムにおける役割分担として、3つのポリシーの策定・修正と各学部学科・研究科の点検・評価は東海大学教育審議会が担当し、策定・修正された3つのポリシーに基づいた教育活動の自己点検・評価については、全学内部質保証推進組織である大学評価審議会が担当する。ただこの役割分担については内部質保証に関する方針には明記できていない。さらに3つのポリシーの策定・改訂に際して、現状では全学内部質保証推進組織である大学評価審議会が関与する仕組みになっていない。以上の課題については次年度に改

善に向けた検討を行う。

本学では、「内部質保証の方針」に基づき毎年度自己点検・評価を実施しており、自己点検・評価の実施にあたっては、大学基準協会が定める大学基準及び点検・評価項目の枠組みを使用している。

本学の自己点検・評価の手順は次の通りである。まず、自己点検・評価委員会と内部質保証推進委員会が連携して自己点検・評価活動の方針やスケジュールを決定し、それにもとづいて大学評価審議会から、事務部門の各担当と各学部・研究科等に対して、自己点検・評価の実施と報告書の作成依頼を行っている(根拠資料 2-27、28)。

教育活動の実施に対する成果と適切性については、全学的な視点(自己点検・評価報告書(全学))と、学部・研究科レベルでの視点(自己点検・評価報告書(学部・研究科))の2つのアプローチで自己点検・評価を実施している。以下、全学的な視点での自己点検・評価と、学部・研究科における自己点検・評価活動に分けて具体的な運用について記載する。

【自己点検・評価報告書(全学)】

全体報告書については、大学評価審議会より全学としての業務を取りまとめる事務部門、具体的には基準1～6、8～10は学長室の各担当(企画運営、評価、教学、入試、人事、研究推進、地域連携)、基準7はスチューデントアチーブセンターに対し、自己点検・評価を行いその結果を「自己点検・評価報告書(全学)」としてまとめるよう指示を出す。指示を受けた取りまとめ担当は、当該業務に関連する他の担当(学長室の経理、施設設備、情報、図書館、教育支援、キャリア就職、国際、健康推進担当)と連携し「自己点検・評価報告書(全学)」を作成し、大学評価審議会に提出する。

提出を受けた大学評価審議会は、下部の専門委員会である自己点検・評価委員会に詳細の点検を指示する。自己点検・評価委員会は、基準ごとの点検・評価結果の妥当性を検証し、疑問点や問題点、根拠資料の不足など各担当にフィードバックする事項や、全学的な課題について審議し、その結果を大学評価審議会に報告する(根拠資料 2-9 pp.26-33)。

【自己点検・評価報告書(学部・研究科)】

各学部・研究科に対しては、大学評価審議会より「自己点検・評価報告書(学部・研究科)」を用いて自己点検・評価を行い、その結果を報告書に記載するよう指示を出す。2023年度は、各学部・研究科における「理念・目的」、「内部質保証」、「教育課程・学習成果」、「学生の受け入れ」、「教員・教員組織」、「学生支援(研究科のみ)」について、自己点検・評価を行うよう指示を行った。

大学評価審議会から指示を受けた各学部・研究科では、評価委員会が中心となり各自の教育・研究活動の自己点検・評価を行い、その結果を記載した「自己点検・評価報告書(学部・研究科)」を作成し、大学評価審議会に報告する(根拠資料 2-3、4、9)。

提出を受けた大学評価審議会は、下部の専門委員会である内部質保証推進委員会に詳細の点検を指示する。内部質保証推進委員会は、点検・評価結果の妥当性を検証し、疑問点や問題点、根拠資料の不足など学部・研究科にフィードバックする事項を審議し、その結果を大学評価審議会に報告する。

本学は広域総合大学であり、学部・研究科数も多いため、丁寧な点検・評価活動を行うた

め、上述した2つの専門委員会で担当を分けて自己点検・評価を行っている。

以上の運用プロセスによって、学長室の各担当（企画運営、人事、経理、施設設備、入試、情報、図書館、教育支援、教学、研究推進、キャリア就職、評価、国際、地域連携、健康推進）、スチューデントアチーブメントセンター、および各学部・研究科等から提出された「自己点検・評価報告書（全学）」を両委員会で精査することにより、客観性と妥当性を担保している（根拠資料 2-13）。内容を精査した結果、自己点検・評価の方法や評価結果の妥当性について疑問や問題があれば、各作成担当や各学部・研究科等に対してフィードバックを行い、再点検を求めている。たとえば2023年度に各学部・研究科等から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」では、各学部・研究科等における内部質保証体制システムの有効性について不十分な記載が散見されたため、これについて指摘を行い、あらためて自己点検・評価の依頼を行っている（根拠資料 2-29）。

両委員会での自己点検・評価により、各担当や各学部・研究科レベルでは解決が難しく、大学全体として改善に向けて行動すべき課題がみつければ、大学評価審議会での審議を経て、その結果を学長へと報告し、改善に向けた行動を提言している（根拠資料 2-13、14）。それを受けて学長は、改善策の検討・実施を東海大学教育審議会、全学の委員会、学長室の担当等に指示している。たとえば2022年度の自己点検・評価の結果、内部質保証システムにおける各組織、会議体の役割の明確化や、改組後の事務部門の業務分担に合わせた自己点検・評価体制を検討するように大学評価審議会が指示を受け、大学評価審議会でも対策を検討した（根拠資料 2-14）。

また大学評価審議会では、単なる提言にとどまらず、学部等における教育の質保証を支援するための施策を検討し、関係部署と連携しながら実施する場合もある。具体例としては、次に述べる教育の内部質保証マニュアルの策定と活用促進のためのFD・SD研修会の実施が挙げられる（根拠資料 2-18、19）。

「教育の内部質保証マニュアル」は、学部・研究科等における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組みの一つと位置付けられる。2020年度大学評価委員会では、教育の内部質保証のあり方について検討し、2021年度には、学部における教育の内部質保証を推進するために内部質保証推進委員会で「教育の内部質保証マニュアル」を作成した。「教育の内部質保証マニュアル」は、上部委員会である大学評価審議会でも内容を審議・決定して学部等に配布した。（根拠資料 2-18）

「教育の内部質保証マニュアル」では、下記の内容について記載している（根拠資料 2-18）。

教育の内部質保証マニュアル

目次

1. 教育の内部質保証とは
2. 学修（習）成果の可視化はなぜ必要か
3. 東海大学における教育の内部質保証に関する取り組み
 - 3.1 ディプロマ・ポリシーとカリキュラムを結ぶ「カリキュラムマップ」
 - 3.2 ディプロマ・ポリシーと学習成果を結ぶ「共通ルーブリック」
 - 3.3 この授業で何を学び身に付けるのかを知る「授業詳細（コマ）シラバス」
 - 3.4 この授業で何を学び身に付けたのかを知る「授業理解度調査」
4. マニュアル編
 - 4.1 カリキュラムマップ
 - 4.2 共通ルーブリック（講義・演習・実験／実習 科目）
 - 4.3 共通ルーブリック（卒業研究関連項目）
 - 4.4 授業詳細（コマ）シラバス
 - 4.5 授業理解度調査
 - 4.6 各種書式ダウンロード
 - 4.7 各種プラットフォームへのアップロード

3.1では、カリキュラムマップを、ディプロマ・ポリシーとカリキュラムを構成する各授業科目との関係を示すものであると位置づけている。また、4.1では大学全体のディプロマ・ポリシーの「4つの力と12構成要素」および学位プログラムのディプロマ・ポリシーで身に付ける力のうち、どの力をどの授業で身に付けるのかを明確に示したカリキュラムマップのフォーマットを掲示し、作成方法を指導している。また、4.2～4.5は、カリキュラムマップで示した身に付ける力の評価基準を示す共通ルーブリック、授業単位でのPDCAサイクルを回すための授業詳細（コマ）シラバス、授業理解度調査の役割と作成方法についても説明している。なお授業科目レベルではシラバスの作成・公表、学生に対する授業アンケート調査はすでに実施している。しかし授業終了後のアンケート結果により明らかになった課題への改善対応は翌年度の授業において実施されるので、授業期間の途中での改善に結びつかないという課題は残る。そこで授業期間中での授業改善につなげる仕組みとして、授業詳細（コマ）シラバスと授業理解度調査を位置付けた。これらは2022年度から始まる新カリキュラムで開講される科目における活用を促し、新カリキュラムの完成年度である2025年度に向けて順次実施していくこととしている。

各学部・研究科等における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組みの第二は、アセスメントテストである。本学のディプロマ・ポリシーで定めている「4つの力」について、学修成果の可視化を行うことは重要であることから、2017年度の「学部長会議」の決定を受けて2018年度から全学部の学生（1年次と3年次）を対象とする「4つの力アセスメントテスト」（ジェネラルスキルテスト）の実施を開始した。学生は、1年次と3年次に受験することで、自身の成長度合いが測れる。アセスメント結果については、学生本人に開示するとともに、結果を今後の学生生活や就職活動にどう活かすかについて説明会を開

いている。また、学部のカリキュラム等の自己点検・評価や教育改善等の指標とするため、全体傾向報告書及び学部別の報告書を作成し、学部教授会等での報告会開催等を通じてフィードバックを行っている（根拠資料 2-30）。

さらにアセスメント結果の活用方法として、内部質保証に関する方針の1. 基本方針（3）教育・研究・教学上の情報集積と分析に記載している通り、アセスメント結果と入試種別の関連についてIRによる分析と評価を行っている。（根拠資料 2-31）

各学部・研究科等における教育のPDCAサイクルを機能させるための取り組みの第三としては、FD・SD研修会がある。本学のFD・SD活動は学長室（教育支援担当）が事務局となり、FD・SD活動推進委員会を通じて推進しているが、大学評価審議会も学部・研究科・事務系部署における内部質保証の取り組みを支援するため、FD・SD研修会を実施している（根拠資料 2-18、32）。たとえば2022年度の自己点検・評価によって、前述した授業詳細（コマ）シラバスと授業理解度調査の導入率が低いことが確認できたため、対策を検討し、活用促進を図るためにFD・SD研修会を開催した（資料 2-32）。

学部・研究科における点検・評価は、各学部・研究科の評価委員会が中心となり、毎年、定期的に自己点検・評価を行っている（根拠資料 2-3、4）。

授業科目ごとの自己点検・評価（PDCAサイクル）は次の通りである。各教員がポータルサイト（Tokai Information Portal Site（本学学生・保護者向け情報サービス））から入力した授業シラバスは、所属学科等のシラバス点検担当者（教務委員、評価委員等）が、カリキュラムマップとの整合性や共通ルーブリックが掲載されているか等を確認し、承認を行っている。また本学では授業を履修した学生に対し「授業についてのアンケート」を毎学期実施しており、集計結果を学内で公表するほか、担当教員と所属学部長にフィードバックして授業改善に役立てている（根拠資料 2-33）

学修成果については、在学生の単位修得状況やGPAのほか、授業についてのアンケートの結果等をもとに点検・評価を行っている。各学部・研究科の評価委員会は、全学共通の「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を用いて自己点検・評価し、大学評価審議会へ提出している。

点検・評価結果に基づく教育改善の取り組みについて、国際文化学部の例を以下に記載する。国際文化学部は2022年度より、学部における教育の内部質保証の方針として、ディプロマ・ポリシーのアセスメントを重点目標に掲げ、その取り組みとして、4年次生必修科目である卒業研究を履修した学生全員を対象に達成度評価を実施している。2023年度についても、秋学期末に同じく卒業研究履修学生全員を対象に行う予定である。

このディプロマ・ポリシーのアセスメントは、学部で作成した「ディプロマ・ポリシーアセスメントシート」を用いて、卒研生と卒研指導教員が学科のディプロマ・ポリシーの要素ごとに達成度を共通ルーブリックの基準に基づいてS、A、B、C、Dの5段階で評価している（根拠資料 2-34、35）。

ディプロマ・ポリシーのアセスメント結果は、2023年4月に実施したFD報告会において学部長が学部の全専任・特任教員に共有し、比較的達成度の高いディプロマ・ポリシーの要素と達成度の低い要素を明確にした上で、達成度の低い要素の改善を2023年度の目標としている（根拠資料 2-36）。また、ディプロマ・ポリシーのアセスメントを行う上での課題として次の2点を抽出し、改善することを申し合わせている（根拠資料 2-36 p.1）。

- 学生の感覚と教員の暗黙知 tacit knowledge に頼った評価になっているため、形式知 sharable knowledge となる指標 indicators に基づく評価が必要
- ディプロマ・ポリシーの評価項目とカリキュラムの科目群を連動させ、当該科目群から単位を取得した授業科目の平均 GPA でランク付け（例）(DP) 異文化理解（カリキュラム・ポリシー）異文化理解科目群の平均 GPA でランク付けする

以上のように、国際文化学部では自己点検・評価の結果を教育の改善・向上に結びつける取り組みを行っている。

しかしながら、2023 年度に学部・研究科から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を内部質保証推進委員会で点検した結果、学部・研究科によっては、内部質保証システムがうまく運用できていないことから、改善・向上に向けた具体的な取り組みに踏み出せていないという問題点があることが明らかになった。具体的には、各学部・研究科の評価委員会による自己点検・評価の結果を教育の改善・向上に結びつけるための運用プロセスが明確でなく、自己点検・評価をただけになっている学部・研究科が散見された。そこで、該当する各学部・研究科に対するフィードバックの中で問題点を指摘し、次年度に向けて改善のための検討を進めるよう求めた（根拠資料 2-29）。また内部質保証推進委員会としても、2024 年度にかけて、学部・研究科における内部質保証体制の整備と自己点検・評価活動を教育の改善・向上につなげる方法について、理解の浸透を図るための施策を企画・実施していく予定である（根拠資料 2-37）。

本学では前述のとおり、自己点検・評価の客観性、妥当性を確保するため、自己点検・評価委員会、内部質保証推進委員会からの報告内容を大学評価審議会でも確認・審議し、チェックを行っている（根拠資料 2-38）。また、大学評価審議会に外部委員を招聘し、外部のステークホルダーの視点からの評価を受けている。上記に加え、大学評価審議会では、毎年、学生代表から意見を聞く機会を設けている。外部委員や学生代表からの意見については、その内容を毎年度作成する「大学評価審議会活動報告書」や提言に反映して学長に報告し、学部長会議、大学院運営委員会でも報告している（根拠資料 2-13、23、39、40）。

このほか、医学部医学科では「日本医学教育評価機構（JACME）」による専門分野別の評価を 2021 年度に受審し、適合と認定されている。（根拠資料 2-41【ウェブ】）。

○認証評価機関による指摘事項への対応

認証評価結果における指摘事項については、大学評価審議会を確認、学長に報告したうえで学部長会議とオフィシャルホームページを通じて全学的に情報を共有している（根拠資料 2-10、42）。指摘事項への対応について、大学評価審議会が学長と相談し、各部局に対応策の検討と実施を指示し、進捗状況を大学評価審議会を確認している。

2017 年度に受審した大学基準協会による機関別認証評価で、本学は改善勧告 1 項目と努力課題 5 項目の指摘を受けた。この指摘事項のうち、改善勧告であった入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率が低い学部については、社会のニーズの変化、専門分野の動向、キャンパスの所在する地域特性等を踏まえて学部の改組を検討し、2022 年度に改組することによって改善を図った。努力課題のうち 3 つのポリシーが未策定、

または内容が不十分であった学部学科、研究科については策定・改訂を行い、全ての学部学科・研究科の3つのポリシーをオフィシャルホームページで公表している。また研究指導計画を学生に明示していなかった研究科については、明示するようにした。在籍学生数比率が超過していた医学部医学科については適切な管理ができるようになった。一方、在籍学生数比率が低い研究科については、各研究科で進学者数増加の取り組みを継続している。以上の改善状況をまとめた改善報告書を2021年7月に大学基準協会に提出しており、大学基準協会から2022年4月に改善報告書検討結果についてのフィードバックを受けている。これに伴い、引き続き改善を求められた事項については、「改善報告書検討結果」の通り対応している（根拠資料 2-43）。

○設置計画履行状況等調査

文部科学省からの「設置計画履行状況報告書」などの指摘事項については学長室から該当する学部・研究科等に履行状況の報告を求め、その結果をまとめた「設置計画履行状況報告書」を本学オフィシャルホームページで公表している（根拠資料 2-44【ウェブ】）。

具体的な事例として、児童教育学部は複数の資格（幼稚園教諭、小学校教諭、保育士）の取得が可能であり、学生に分かりやすい履修モデルの構築及び希望する実習ができなかった学生への適切なフォローの実施について文部科学省からの意見（学部設置時に付された遵守事項）が付された。児童教育学部は、修正した履修モデル案及び希望する実習ができなかった場合に想定されるケースごとの対応案を作成し、学長室と確認したうえで学生指導に使用し、教育の改善・向上につながっている（根拠資料 2-45）。

○会計検査院における実地検査における指摘事項への対応

本学は2021年11月8日から12日までの5日間、令和元年度・令和2年度私立大学等経常費補助金、平成28年度～令和2年度私立学校施設整備費補助金・私立大学等研究設備整備費等補助金・科学研究費助成事業を対象として、会計検査院による実地検査を受検した。検査の結果、不当とされた事項はなかった。

【教職課程に関する点検・評価の実施状況】

教育職員免許法施行規則第22条8に定められた教職課程に関する自己点検・評価は、本学では「教職課程に関する自己点検・評価の実施方針」（以下、「実施方針」とする）に基づいて実施している（根拠資料 2-46）。実施にあたっては、「実施方針」に基づき、ティーチングクオリフィケーションセンターを事務局とし、札幌（札幌キャンパス）、湘南（湘南キャンパス・伊勢原キャンパス）、静岡（静岡キャンパス）、九州（熊本キャンパス・阿蘇くまもと臨空キャンパス）の4地区を実施単位とした。これは教職課程認定基準における「団地」の規定を考慮したものである。

なお、湘南地区にあつては、開放制の教職課程（中学校・高等学校教諭及び養護教諭の課程）と目的養成の教職課程（幼稚園・小学校教諭の課程）があることから、それぞれにおいて実施した。各地区における自己点検・評価の結果は事務局がこれを取りまとめ、大学としての報告書を作成し、教職課程運営委員会において承認後、学部長会議及び大学院運営委員会に報告することによって、大学としての質保証を担保している。

また、本学における教職課程に関する点検・評価は、文部科学省のガイドラインをふまえて作成された一般社団法人全国私立大学教職課程協会「教職課程自己点検・評価基準」に示された基準領域・基準項目について実施しており、点検・評価項目は妥当である。これに加えて、根拠資料やデータに基づいて各課程の長所・特色、課題を明らかにすることで客観性を担保している。

以上のことから、2023 年度の自己点検・評価活動を通じて学部・研究科における内部質保証の有効性に関する課題があることが明らかになったため、全学の内部質保証推進組織である大学評価審議会としては、改善に向けた施策を推進する予定である。

※ovid-19 への対応報告（大学全体）

2020 年度と 2021 年度の大学評価審議会、各委員会の審議は全てリモート会議による開催とし、学部・研究科等との連携においてもメールやリモート会議を活用し、人的接触を避けるよう努めた。2022 年度から本学での授業は原則として対面開催となったことにもない、大学評価審議会、各委員会はハイブリッド型での開催を基本とし、対面・リモートのどちらでも審議に参加できるようにした。2023 年度 5 月 8 日より新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行するのにもない、本学では、各部門・機関において適切な感染対策を講じることとなった。大学評価審議会、各委員会については前年度に引き続き、ハイブリッド型で開催し、対面・リモートのどちらでも審議に参加可能とする一方で、参加人数の多い F D・S D 研修会はリモートで開催した。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

【教職課程】教職課程に関する点検・評価結果の公表状況

本学では、公正で透明性のある大学運営を行い、大学の多様な活動について社会に説明するため、以下の情報を公開している。

教育研究活動については、学校基本法施行規則第 172 条 2 に則り、各種情報を本学オフィシャルホームページにて公表している（根拠資料 2-47【ウェブ】）。その中には学部、研究科等に係る「設置申請・届出書」及び「設置計画履行状況報告書」も含まれる。また、同ページにおいて「就学支援新制度」の情報も掲示している。

教員の研究業績については、教員活動情報登録システムに登録されたデータをもとに、年度ごとに研究業績目録を作成し、『東海大学教育研究年報』に収録し、本学オフィシャルホームページにおいて毎年度公開している（根拠資料 2-48【ウェブ】）。

また、在学学生を対象として卒業年度に実施する「卒業にあたってのアンケート」の実施結果も、回答者が特定されないように集計したうえで、本学オフィシャルホームページにおい

て公開している(根拠資料 2-49【ウェブ】)。

毎年実施する自己点検・評価結果については、「自己点検・評価報告書(全学)」にまとめ、「東海大学教育研究年報」の第2部として、毎年度分を本学オフィシャルホームページで公表している(根拠資料 2-48【ウェブ】)。

また本学オフィシャルホームページの「情報の公表」から、学校法人東海大学のホームページに掲載された事業報告書へとたどれるようになっており、財産目録、賃借対照表、収支決算報告書、監事の監査報告書を公表している(根拠資料 2-50【ウェブ】)。

以上の公開情報については、それぞれの業務の担当部局で情報の正確性、信頼性を精査し、更新が必要となったタイミングで随時更新している。また、本学オフィシャルホームページが様々なデバイスで見られることを想定して、それぞれのデバイス(PCやスマートフォン)に最適化された画面表示にすることにより、見やすさ、理解しやすさに配慮している。

【教職課程に関する点検・評価結果の公表状況】

教育職員免許法施行規則第22条の6に規定された教員養成の状況に関する情報として、「1. 教員養成の理念」、「2. 教員養成に係る組織図と取得できる教員免許状一覧」、「3. 教員養成に係る教員の情報(授業科目、業績、年間授業計画など)」、「4. 卒業者の教員免許状取得の状況」、「5. 卒業者の教員への就職状況」、「6. 教員養成の教育の質向上に係る主な取組」を本学オフィシャルホームページで公表し、毎年更新している。また、教育職員免許法施行規則第22条8に規定された教職課程に関する自己点検・評価を2022年度に実施し、作成した「自己点検・評価報告書(全学)」は、2023年度教職課程運営委員会(2023年11月27日開催)及び第9回学部長会議(2024年1月10日開催)での承認後に、本学オフィシャルホームページで公表している(根拠資料 2-51【ウェブ】)。

以上のことから、本学では教育研究活動等の情報を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価する。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠(資料、情報)の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

内部質保証システムそのものの適切性、有効性については、大学評価審議会において、自己点検・評価により明らかになった課題を改善につなげるプロセスが適切に構築・運用されているか、その結果として具体的な改善行動につながっているかという観点から、毎年度点検・評価を行っている。

本学は2022年度の学部改組に向けて、前年度の2021年度に大規模な事務組織の改編を実施した。2022年度の自己点検・評価委員会で点検・評価を行った結果、2021年度の事務組織の改編によって、教育の質保証を支援する教務、学生支援等に関する業務が複数の組織

に分かれたり、全学の取りまとめ担当（現学長室やスチューデントアチーブメントセンター）が各組織における業務の実施状況を把握しにくい状況にあるなど、既存の内部質保証システムと新しい組織体制・業務分担とが合致しない部分が生じ、PDCAサイクルの運用に課題が生じていることが明らかになった。そこで大学評価審議会ではこの課題について、年度末の活動報告書にまとめて学長に報告し、さらに学部長会議・大学院運営委員会でも報告した（根拠資料 2-13）。その結果、学長から大学評価審議会に対して事務部門の自己点検・評価体制について検討するように指示が出され、2023 年度に自己点検・評価委員会の下部に事務部門の自己点検・評価体制を検討するワーキングを立ち上げた（根拠資料 2-52）。2023 年度はこのワーキングにおいて、新しい事務組織体制に合わせたPDCAサイクルの再構築について議論を行っている。また当面の対応として自己点検・評価委員会のメンバー構成の変更も行った。2024 年度にも組織変更が予定されていることから、引き続き検討を行っていく予定である。

さらに 2022 年度、2023 年度の自己点検・評価によって、内部質保証のためのPDCAサイクルにおける各組織の役割が明確でないという課題が明らかになったことから、それらを明確化するために「内部質保証体制」を改訂し、学部長会議、大学院運営委員会での審議・決定を経て、本学オフィシャルホームページでも公表した（根拠資料 1-34、2-13、53【ウェブ】）。

本学ではこれまで大学評価審議会のもとで全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性を定期的に点検・評価する体制を構築してきたので、上記の課題についても早期に把握することができたと考える。

以上のように、本学では全学的な内部質保証システムそのものの適切性、有効性を毎年度点検・評価し、改善策を講じていると評価できる。近年の改組改編に合わせた内部質保証システムの改善は喫緊の課題である。引き続き、新組織に合わせた自己点検・評価の仕組みを検討・実施し、その効果について定期的に大学評価審議会において点検・評価し、さらなる改善策を講じることで、内部質保証システムが有効に機能するよう取り組んでいく。

2.2. 長所・特色

本学では、2019 年～2020 年度に教育評価に関するワーキングや内部質保証検討委員会で行った議論をもとに、教育の内部質保証を実質化する施策を全学的に展開することを決定した。その施策として特筆すべきは「教育の内部質保証マニュアル」の策定、配布である。ディプロマ・ポリシーと各授業を結ぶカリキュラムマップの策定は、2022 年度カリキュラムから全学部学科において導入し、授業要覧にも掲載している（根拠資料 1-13、17）。カリキュラムマップでは、全学のディプロマ・ポリシーで示した4つの力の12構成要素と学科のディプロマ・ポリシーで示した力との紐づけを視覚化している。授業担当教員、履修学生が活用するだけでなく、学部学科が、ディプロマ・ポリシーに沿ったカリキュラム編成ができていないかを自己点検・評価できるものとなっている。

また「教育の内部質保証マニュアル」では、授業ごとのPDCAサイクルを実質化するための共通ルーブリック、授業詳細（コマ）シラバス、授業理解度調査についても説明し導入を促している（根拠資料 2-18）。それぞれの書式については共通フォーマットを電子ファイ

ルで用意し、ポータルサイトから教員がダウンロードして使いやすいように工夫している。2023年度の点検では共通ループリックの導入率は2022年度カリキュラム科目のうち、73.58%であった。一方、授業詳細（コマ）シラバス、授業理解度調査については、各教員に対してまずは2022年度カリキュラム開講科目から取り入れるよう呼び掛けている。2023年度の点検では授業詳細（コマ）シラバスを1科目でも導入したのは全教員の22.03%、授業理解度調査については全教員の23.92%であった。新カリキュラム完成年度である2025年に向けて、導入率の向上に向けて働きかける予定である。

また教職課程については、教職課程開設学科に対するアンケートを実施することで、ティーチングクオリフィケーションセンター（TQC）の取り組みだけでなく、各学科等の状況や取り組み等を把握し、教職課程に関する自己点検・評価に反映している（根拠資料 2-54）。

2.3. 問題点

2023年度の自己点検・評価によって明らかになった、本学の内部質保証に関する主な問題点は次の通りである。

第一に、2023年度の内部質保証体制図では2階層構造となっており、授業科目レベルのPDCAサイクルが表現できていない。3階層のPDCAサイクルの明示を含め、内部質保証体制図の見直しと改訂は、次年度に行う予定である。

第二に、事務部門の改組により既存の内部質保証システムと新しい組織体制・業務分担とが合致しない部分が生じていることである。新しい事務組織体制に対応したPDCAサイクルの構築を行う必要がある。

第三に、各学部・研究科から提出された「自己点検・評価報告書（学部・研究科）」を点検した結果、学部・研究科によっては、内部質保証システムがうまく運用できていないことから、改善・向上に向けた具体的な取り組みに踏み出せていないという問題点があることが明らかになった。対策としては該当する学部・研究科に対するフィードバックの中で問題点を指摘し、改善に向けた検討を始めるよう指示した。また大学評価審議会としてもこの点を全学的な課題と捉え、2024年度にかけて、各学部・研究科における内部質保証システムの整備と自己点検・評価活動を教育の改善・向上につなげる方法について理解の浸透を図るための施策を企画・実施していく予定である。

第四に、2023年度に全学的な内部質保証体制の明確化を行ったが、現状の体制を検討した結果、大学評価審議会における自己点検・評価（Check）の結果を、次の改善に向けた行動（Action）に結びつけるための、全学的な意思決定（Check→Action）の主体と手続が必ずしも明確になっていないという問題点があることが明らかになった。このことは基準1の問題点で記載した認証評価や自己点検・評価の結果を踏まえた大学としての目標設定、中・長期計画への反映が不十分であるという問題とも連動している。この問題点については学長に報告しており、次年度に内部質保証体制のさらなる強化を行う予定である。

2.4. 全体のまとめ

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的組織として大学評価審議会を設置し、全学的な内部質保証システムの適切性、有効性の点検および改善向上のための施策を検討、提案してきた。

教育の内部質保証については、大学全体と学位プログラム（学科）ごと、大学院全体と学位プログラム（研究科または専攻）ごとに、3つのポリシーを定めており、その改訂の際には東海大学教育審議会が全学のポリシー、ガイドラインを定めて各学部・研究科に周知し、学位プログラムごとに見直し、改訂を指示している。

教育活動の実施状況と成果については、各学部・研究科の評価委員会および事務の各担当における自己点検・評価と、さらに大学評価審議会における全学的観点からの自己点検・評価を毎年実施し、その結果は学長に報告するとともに、本学オフィシャルホームページでも公表している。また大学評価審議会では、全学の内部質保証システムの適切性、有効性についても点検・評価を行っている。

教育の内部質保証における本学の特色・長所は、「教育の内部質保証マニュアル」による各施策の導入である。一方、内部質保証システムの課題は、改組された事務組織体制に合致するPDCAサイクルの構築、各学部・研究科における内部質保証システムの整備及び実質化、自己点検・評価活動によって見出した問題点・課題に対する改善方針を決定し、改善計画の策定へとつなげる全学的な推進体制（Check から Action につなぐ仕組み）の強化である。以上の課題については次年度に改善策を実施する予定である。